

学位授与の取消しについて（概要）

平成 30 年 7 月 6 日
徳 島 大 学

徳島大学では、元大学院学生（徳島大学大学院医科学教育部医学専攻博士課程（平成 29 年 3 月 23 日修了））の学位論文「A significant causal association between C-reactive protein levels and schizophrenia」（甲医第 1318 号・博士（医学））に関して、下記のとおり「学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき」と判断し、学位授与の取り消しを決定し、学位記の返還を命じた。

記

1．博士論文撤回の経緯

本学医科学教育部学位規則実施細則では、学位申請する際の博士論文は、「発行機関の審査を経て学術雑誌等に公刊されたものでなければならない。」と規定されており、当該論文も学術雑誌に公刊されている。

学位授与の根拠となった論文に関連し、外国人研究者が同じ公開データを使用した同じテーマの論文が、結果が逆の内容で別学術雑誌に掲載された。

今回対象の論文を掲載している学術雑誌の編集者から、研究内容を確認して回答するよう要請があった。

著者らは、要請を受けて再確認し、計算自体に間違いがなかったが、当初の公開データの取り間違いがあったことに気づき、論文の根幹に係る主張の間違いだと言うことで、論文撤回(H30.2.21)という結果になった。

これを受けて、医科学教育部教授会に「論文撤回に係る予備調査委員会」を設置し、論文撤回の理由や原因、学位審査体制等の調査を行った。

2．論文撤回に関する不正の有無

予備調査委員会では、著者らの単純ミスが重なった結果であり、故意にデータを取り間違えて都合の良い結果を導いた事実は認められず、特に公開データの場合は、誰もが同じことを直ぐにでも試みることができるので、データを故意に間違えて計算するという蓋然性は低く、この論文撤回に関して不正はなかったと判断した。

3．学位授与の取消し及び学位記の返還

予備調査委員会の調査結果に基づき、医科学教育部教授会において学位授与の取り消しについて審議し、学位授与の前提となる論文が事実上なくなったこと、並びに、研究者として当然持っているべき基本的な慎重さが欠け、主張が間違った論文を学位論文として申請したことから、徳島大学学位規則第 18 条第 1 項に規定する「学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき」に該当するとの結論に至った。

本学では、大学院医科学教育部の意見を踏まえ、平成 30 年 6 月 29 日、「学位授与の取消し及び学位記の返還」を決定した。

4．再発防止に向けての取組み

今後の再発を防ぐ対応策として、論文の作成段階及び学位の申請段階において、教育・研究の達成を見る上でも、実験内容を適切に記録していることの確認が重要である。

その徹底により、誤りが導かれることが減り、また実験や議論の正しさを確認しやすくなる。

よって、在学中に少なくとも年 1 回はチェック項目を設け、実験内容を適切に記録していることの確認した文書の提出を義務とする。